

2013年2月1日 全3頁

中国：台湾に証券分野を優先開放

香港を上回る優遇策も

経済調査部

シニアエコノミスト 齋藤 尚登

[要約]

- 2013年1月29日に、第1回中国台湾証券・先物監督管理協力会議が開催された。このなかで、台湾が出資する合弁証券会社については、上海市、福建省、深圳市に限り、それぞれの地域1社にブローカレッジ業務が可能なフルライセンスを与え、台湾側出資比率は51%まで認めることを検討することなどが発表された。本来、外資との合弁証券会社にはブローカレッジ業務は原則として認められず、外資側出資比率上限は49%とされている。中国の証券分野の対外開放において、香港より台湾を先行させるのは、恐らく初めてであろう。
- 大和総研は2012年11月15日付けのレポート「中国共産党新指導部の顔ぶれ」のなかで、習近平総書記は、「1985～2002年の長きにわたり、福建省で勤務経歴を積んだ『福建閩』である」「対台湾融和政策による台湾との結び付きの強化が、習近平総書記の『歴史的な業績』として意識されよう」と指摘した。対台湾融和政策が早くも始まった感がある。

第1回中国台湾証券・先物監督管理協力会議を開催

2013年1月29日に、中国の郭樹清・中国証券監督管理委員会主席と台湾の陳裕璋・金融監督管理委員会主任委員をそれぞれのトップとした第1回中国台湾証券・先物監督管理協力会議が台北で開催された。証券分野の相互交流・開放に関する合意事項で、重要な点は以下の通りである。

- (1) 中国・台湾の経済協力枠組協定 (ECFA) に基づき、中国は台湾に対して資本市場の開放をさらに推進する。
 - ① RQFII の認可。中国の証券会社・資産管理会社の香港子会社のみに認められている「人民元適格域外機関投資家」(RQFII) を台湾にも認める。RQFII は中国域外で保有されている人民元を中国の金融・証券市場に投資する制度であり、投資上限は2,700億元である。2012年末現在、24の機関投資家に対して670億元の投資枠が与えられている。台湾は、単独で1,000億元の投資枠の追加認定の希望を出し、中国は積極的に検討する

旨を発表した。同時に、条件を満たす台湾居民（住民）が、保有する人民元を用いて中国の資本市場に投資すること（RQFII2 と呼ばれる）を認めるかどうかを研究する。

- ② 台湾の証券会社による QFII 資格要件の緩和。「適格域外機関投資家」（QFII）は、中国証券監督管理委員会が資格認定した域外機関投資家に対して、域外から持ち込んだ外貨を人民元に替えて中国の金融・証券市場に投資することを認める制度である。現在、台湾の金融機関 17 社が 17.2 億米ドルの投資枠を与えられている。域外の証券会社には、直近会計年度の預かり証券資産が 50 億米ドル以上といった資格要件があるが、台湾の証券会社には高いハードルとされる。このため、台湾の証券会社には、単体ではなく、グループの預かり証券資産が 50 億米ドル以上であればよいとすることを検討する。
 - ③ 中台合弁資産管理会社の台湾側出資比率の引き上げ。域外との合弁資産管理会社の域外側出資比率上限は 49% であり、台湾との合弁資産管理会社は 2 社設立されている。今後、台湾との合弁資産管理会社については、台湾側出資比率が 50% 以上となることを認める。
 - ④ 中台合弁証券会社に対する規制緩和。中国の WTO 加盟後に設立が認可された域外との合弁証券会社の域外側出資比率上限は 49% であり、経営範囲は引受と推薦（スポンサー）業務などに限定され、ブローカレッジ業務は原則として認められない（設立後 2 年以上の経過で経営範囲の拡大を申請することは可能）。今後、台湾が出資する合弁証券会社については、上海市、福建省、深圳市に限り、それぞれの地域 1 社にブローカレッジ業務が可能なフルライセンスを与え、台湾側出資比率は 51% まで認め、中国側出資者は証券会社に限らない、ことを検討する。金融改革先行テスト地域（広東省珠江デルタ地区、浙江省温州市、福建省泉州市、天津市濱海新区、深圳市前海区など）のいくつかには、それぞれ 1 社にフルライセンスを与えるが、台湾側出資比率上限は 49% とすることを検討する（中国側出資者は証券会社に限らない）。
 - ⑤ 中台合弁証券投資顧問会社について、条件を満たす台湾の証券会社が中国で合弁の証券投資顧問会社を設立することを検討する。台湾側出資比率上限は 49% とするが、金融改革先行テスト地域のいくつかでは、台湾側出資比率を 50% 以上とすることを検討する。
- (2) 台湾は、ECFA サービス貿易協議の承諾事項に以下の項目を加えることを検討する。
- ① 中国の証券・先物会社が台湾に事務所を開設する際の条件の一つである、国際的な証券・先物業務の経験を従来の 5 年以上から 2 年以上に短縮し、かつ香港・マカオでの業務経験を含める。
 - ② 中国の機関投資家に域外の金融・証券資産への投資を認める QDII について、台湾は中国からの QDII の投資上限を段階的に緩和し、当面は現在の上限である 5 億米ドルを 10 億米ドルに引き上げることを検討する。
 - ③ 中国の証券・先物会社による台湾の証券・先物会社に対する出資制限の緩和について、

積極的に研究・検討する。

- ④ 中国の個人投資家に域外の金融・証券資産への投資を認める QDII2 について、台湾は中国の QDII2 に台湾の資本市場への投資を解禁するかどうかを積極的に研究する。

この他、中国と台湾の証券当局が、中国企業の台湾上場について、検討・議論を進めること（ちなみに、中国に進出した台湾企業については、21 社が中国の A 株市場に上場している）、中国で生活・業務を行う台湾居民に中国 A 株への投資を認めることを検討する（台湾居民に認める場合、中国で生活・業務を行う香港・マカオ居民にも認める）、ことなども確認されている。

香港を上回る優遇策も

今回の中国台湾証券・先物監督管理協力会議の合意事項では、台湾に対して、香港を上回る優遇策が打ち出されている。具体的には、①上海市、福建省、深圳市のそれぞれ 1 社ずつという限定付きながら、中台合弁証券会社にブローカレッジ業務を含むフルライセンスを認め（本来、ブローカレッジ業務は一部を除き原則不可）、台湾側出資比率上限も 51%（本来は 49%）まで認めることを検討するとしたこと¹、②中台合弁資産管理会社について、50%以上の台湾側出資比率を認めるとしたこと（本来、域外側出資比率上限は 49%）、③金融改革先行テスト地域に設立される中台合弁証券投資顧問会社について、50%以上の台湾側出資比率を認めるとしたこと（現状では、中国・香港の合弁証券投資顧問会社は、広東省限定で、香港側出資比率上限 33%での設立が認められている。マカオについては、中国国内でマカオ側出資比率上限 49%の合弁投資顧問会社の設立を認める方針が示されたが、設立例はない）、などである。中国の証券分野の対外開放において、香港より台湾を先行させるのは、恐らく初めてであろう。

2012 年 11 月 15 日付けの大和総研レポート「中国共産党新指導部の顔ぶれ」では、習近平総書記は、「1985～2002 年の長きにわたり、福建省で勤務経歴を積んだ『福建閥』である」「福建省は台湾との交流窓口であり、対台湾融和政策による台湾との結び付きの強化が、習近平総書記の『歴史的な業績』として意識されよう」と指摘した。対台湾融和政策が早くも始まった感がある。

以上

¹ 金融改革先行テスト地域（広東省珠江デルタ地区、浙江省温州市、福建省泉州市、天津市濱海新区、深圳市前海区など）のいくつかには、それぞれ 1 社にフルライセンスを与えるが、台湾側出資比率上限は 49%とすることを検討